

意見書

平成13年6月25日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 106-0042
(ふりがな)とうきょうとみなとくみなみあざぶ
住所 東京都港区南麻布3丁目19番23号
おーくみなみあざぶびるでいんぐ
オーク南麻布ビルディング
(ふりがな)かぶしきがいしゃ あいぴーれぼるーしょん
氏名 株式会社アイ・ピー・レボリューション
しんとう ゆたか
代表取締役社長 真藤 豊

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第119号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙
「Bフレッツ」サービスにおける端末回線伝送機能の接続料の設定」
についての弊社の意見

1.はじめに
接続ルールの見直しをしていただくことは、公正な競争を促進し、サービスが向上していくことから、その意義を大きく評価致します。また、このような形で意見提出の機会を与えていただき、厚くお礼申し上げます。その内容に関して以下に弊社の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

2.意見
NTT地域会社が持つ光ファイバ設備の接続について、接続約款が整うことは、参入事業者はNTT地域会社へ設備を依存せざるを得ない現状をふまえると、幅広く公平に開放する条件がそろうことになり、大きな意義があります。しかしながら、NTT地域会社の持つ市場支配力の観点から下記の点を指摘させて頂きたいと考えます。

設備構成図について
今回の変更内容では、クロージャより下流のシステムが不明です。宅内機器費用がいくらになるのか、工事はNTT地域会社が実施するのか、工事費用がいくらになるのか、誰が負担するのかははっきりしておりません。これは、料金設定する上で、重要な問題であるため、明らかにしていただく必要があります。
また、事業者のさまざまな計画に対応していただくためにも、例えば局内スプリッタに事業者設備を接続できるようにするなど、技術的に可能な範囲でアンバンドル化をさらに推進する必要があります。

接続料について
Bフレッツサービスのファミリータイプの接続料は、収容比率が80%と計算されております。1端末回線あたりの接続料相当額は約3,180円となり、NTT地域会社は約5,000円のユーザ料金でサービスを提供しようとしています。上記にも述べております通り、クロージャから下流のシステムが不明であることや、収容比率が80%という好条件で計算されていることなど考えると、他事業者はこの接続料では、NTT地域会社と対抗できるような料金設定ができません。このことは、NTT地域会社が名目上光ファイバ設備を開放したようであっても、実質的には、NTT地域会社の料金に対抗できる料金設定は非常に困難であり、NTT地域会社が市場を独占しようとしていることを意図していると思われるので致し方ないと考えます。
よって、収容比率に関わらず、少なくとも約3,180円の接続料で提供することが必要です。

接続料算定の概要について

光ファイバの基本回線料は7年間、局外スプリッタは5年間、クロージャは7年間の将来原価・需要に基づいて算定されておりますが、今後は機器等の値段の大幅な低下が見込まれるため、年に1回の見直しが必要と考えます。

以 上